

義肢等補装具専門家会議報告書(概要)

筋電電動義手の支給対象者の拡大

(筋電電動義手:筋肉を動かした際に発生する電気信号により、ハンド部分の開閉を行う義手)

支給対象者の拡大

次のいずれかの要件を満たす、片側上肢切断者に対しても筋電電動義手を支給すべきである。

- ①他方の上肢に障害がない場合
就労中(休職中を含む。)又は求職中の者であって、筋電電動義手の装着により作業の質の向上や作業の種類の拡大が見込まれる者
- ②他方の上肢に一定以上の障害がある場合
筋電電動義手を装着しなければ社会生活ができないと認められる者

装着訓練の充実

- ・ 現在、8週間を上限としている装着訓練期間については、切断部位や断端部の状態に応じて、前腕切断では最大10週間、上腕切断では最大12週間の装着訓練を可能とすべきである。

試用装着期間

- ・ 装着訓練に引き続き、社会生活や職場で筋電電動義手を実地に試用装着できる期間を1～6ヶ月程度設けるべきである。

能動式義手装着訓練について

(能動式義手:肩や肩甲骨の動きを利用して手先を動かせる義手)

- ・ 治癒後に行った能動式義手の装着訓練の費用については支給対象とすべきである。
- ・ 装着訓練期間については、今後、原則4週間とし、切断部位や断端部の状態に応じて、前腕切断では最大10週間、上腕切断では最大12週間の装着訓練を可能とし、訓練期間を延長できるようにすべきである。

「車椅子」、「電動車椅子」の支給要件の明確化(本省協議の廃止)

- ・ 「車椅子」は両下肢の切断又は全廃を支給要件とし、これ以外に支給する場合には本省協議を必要としているが、これまで本省協議としていたケースについての支給要件を明確化し、本省協議を経ずに支給対象とすべきである。
- ・ 「電動車椅子」は両下肢及び両上肢の著しい障害を支給要件とし、これ以外支給する場合には本省協議を必要としているが、これまで本省協議としていたケースについての支給要件を明確化し、本省協議を経ずに支給対象とすべきである。